

平成28年度 第3回
藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2016年（平成28年）10月25日（火）

藤沢市環境部環境総務課

午後 2 時 10 分 開会

○黨参事 横田会長が見えられましたので、ただいまより今年度 3 回目となります藤沢市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。

皆様、どうもこんにちは。本日はご多用のところご出席いただき、まことにありがとうございます。私、環境総務課の黨と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、出席状況の確認でございますが、この審議会の開催要件としまして、過半数の委員の出席が必要となります。本日は 19 人中 15 人の委員にご出席をいただいておりますので、開催要件を満たしていることをまずご報告させていただきます。

また、本日は傍聴の方はいらっしゃいませんので、あわせてご報告をさせていただきます。

それではまず資料の確認をさせていただきたいと思います。きょう使う資料ですが、事前に送らせていただいている冊子が 2 種類です。1 つが一般廃棄物処理基本計画の素案というもので厚いほうです。本体と言ったらいいでしょうか。もう 1 種類が基本計画の概要版、薄いほうでございます。いずれも素案でございます。以上ですが、お手元に資料はございますでしょうか。

それでは、審議に入りたいと思いますが、規則によりまして、審議会の議長には会長に当たっていただくことになっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。会長、お願いします。

○横田会長 皆様、審議会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございました。ただいまから平成 28 年度第 3 回の審議会の議事に入りたいと思います。

まず藤沢市一般廃棄物処理基本計画（素案）につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○須田課長補佐 環境総務課の須田と申します。よろしくお願いいたします。

私より、藤沢市一般廃棄物処理基本計画（素案）について説明させていただきたいと思えます。以前、第 2 回目の審議会のときに、施策のほうで皆様にご意見をいただきまして、今回、新しいごみ処理基本計画の改定というところを中心に説明させていただきたいと思えます。

説明する前に、1 点だけ修正をさせていただきます。35 ページの「3 R 推進に関する施策」の④「資源品目の拡大」というところで、商品プラスチックの回収量が、平成 24 年が 97 トン、平成 25 年が 7 トンとなっておりますが、71 トンの間違いでございますので、こちらの修正

をよろしくお願いいたします。

まず最初に、目次をごらんください。前回の資料におきまして、第2節の部分が策定中という形になっておりましたものが、今回できておりますので、このページ数が入っております。また、ページの右側、第4章「生活排水処理基本計画」、こちらのほうも、第2節について作成しておりますので、ページが入ったものです。

第5章の「計画の進行管理」と、「ごみ排出量の将来推計」ということで資料が入っています。また、ページは入っていないので、大変申しわけございませんが、参考資料として、用語説明が一番最後についております。

それでは、説明に入らせていただきます。

以前の施策につきましては説明をしておりますので、そこは飛ばさせていただきます。

52 ページをごらんください。「ごみ処理の課題」です。前回提出した資料とほとんど一緒ですが、一部修正しておりますのが、表3—12の部分です。「バイオガス化施設検証結果」の比較表をつけさせていただきました。これは平成26年の9月議会で説明した資料となっております。

次に移らせていただきます。54 ページ、55 ページ、「ごみ処理基本計画の改定」の部分です。「基本理念及び方針」につきましては現状の計画と同じです。「計画収集人口の設定」につきましては、藤沢市市政運営の総合指針2016に報告している人口のほうを採用しております。平成42年に人口のピークを迎えるような計画になっております。

次の56 ページをごらんください。「数値目標」です。ここから前回の計画と異なってまいります。目標①「排出抑制目標」です。今まで発生抑制目標としていたのですが、発生抑制目標となりますと、一部推計が入ってまいりますので、数字が明らかになる排出抑制目標としております。市民1人1日当たりのごみ排出量について、895 g/人・日まで削減するというような目標となっております。

次の57 ページをごらんください。目標②として「資源を除くごみの減量目標」です。市民1人1日当たりの要処理量を平成38年度までに693 g/人・日までに削減するという形になっております。

次の58 ページをごらんください。「資源化率」です。「資源化率Ⅰを平成38年度までに24.1%を達成します」、「資源化率Ⅱを平成38年度までに32.5%を達成します」となっております。現計画におきまして、平成33年度に資源化率Ⅰが40%、資源化率Ⅱが45%という設定となっております。平成29年度よりバイオガス化施設が稼働という設定となっております。

したので、こちらのほうを見直しております。また、発生量が分母であったところを、排出量を分母としております。

次に 59 ページに移ります。「最終処分率を平成 38 年度まで引き続き 0.2%以下を維持します」としております。ここについては現状と同じです。

次の 60 ページをごらんください。「事業系ごみ排出量を平成 38 年度までに 39,127 t/年まで削減します」としております。こちらのほうが現計画よりも大分上回っているのですが、なるべくふやさないようという形で目標を設定させていただいております。

こういった目標に対して、61 ページ以降に施策を作成しております。61 ページが施策の体系の全容となっております。

62 ページをごらんください。「市民・事業者・行政の役割」です。現計画内で役割について明文化されていなかったのですが、本計画におきまして、市民、事業者、行政の役割分担を明確にしております。

市民の方については、不必要なものを買わない、受け取らない、こういったことをやっていただくのと、商品の購入では、繰り返し使用できる商品、耐久にすぐれた商品及び再生品を選択する。商品の使用では、故障時の修理を行い、可能な限り長時間使用する。また、事業者、行政の行う再資源化に対する取り組みに協力する。それから、食品購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努める。

また、事業者につきましては、原材料の選択、製造工程の工夫などにより、排出抑制を推進する。ごみの再生利用をほかの事業者と連携して行うなど、適正な循環的利用を推進する。容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性にすぐれた商品の製造または販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等を積極的に行う。それから、みずから製造を行った製品や容器などがごみとなったものについて、自主的に引き取り、循環利用を推進する。

行政の役割としまして、ごみ減量化・資源化施策の推進を図り、市民・事業者の取り組みを調整、取りまとめる。ごみの排出・処理の状況、資源循環・適正処理に係る法制度や技術的動向等の情報提供を適切に実施する。ごみや資源物の循環利用に係る補助金や助成金などの支援を継続する。排出されたごみの適正処理を行い、資源物の循環利用を図るというような役割分担を明記しております。

続きまして、63 ページに移ります。こちらは 61 ページにありました施策を個別に説明し

ている内容になります。

まず(1)「3R推進に関する施策」です。「戸別収集、ごみ処理有料化の継続」につきましては、現在の施策の継続となっております。②「リユースの促進」につきまして、平成24年度より大型商品プラスチックとして回収し、再使用可能なものについては洗浄及び消毒を行い、リユースフェア等で必要な人に再使用してもらう事業を実施しています。こちらのほうは前回のところにつけ加えたものであります。また、市民相談情報課消費生活センターの不用品交換制度につきましては、現状と同じとなっております。神奈川県のリユースショップの認証につきましても、今回の計画に改めて入れております。③「グリーン購入の推進」につきましては、現計画のものをそのまま引き継いでおります。

④「資源品目の拡大」につきましては、重点施策となっております。平成24年4月から商品プラスチックの収集を開始しております。平成27年4月より、大型ごみのうち、自転車、スプリングマット、羽毛布団、平成28年4月より、缶・鍋類のうち、台所用ステンレス製品の分別収集・資源化を実施しています。今後もこれらの回収を継続して、資源品目の回収を増加させていくというところが重点となっております。

⑤「生ごみ資源化の促進」です。前回のコンポストによる堆肥化の中心から、今回は食品ロスという言葉をつけ加えております。家庭での食品ロスにより発生する生ごみは、皮を厚くむき過ぎたり、脂っこい部分など、調理せずに取り除いた部分、つくり過ぎて食べ残された料理、冷蔵庫等に入れて、期限切れとなった食品などがあり、まずは過剰な量を買わない、冷蔵庫などの在庫管理や調理方法、献立の工夫に取り組むことが有効であると考えられています。食品ロスの削減については、廃棄物処理法に基づく基本方針の重点施策の1つとなっています。このことを受け、生ごみの減量化対策としては、家庭でのキューロの活用や生ごみ処理器の購入補助、水切り徹底等の促進普及を図るほか、家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握に努め、排出抑制を促す施策を検討していきますと記載しております。

次のページに移ります。⑥「ごみ減量推進店制度の継続」につきましては、現計画のものをそのまま引き継いでおります。⑦「民間事業者による資源化の支援」につきましても、現計画のものを引き継ぐ形となっております。

(2)「事業系ごみに関する施策」。①「事業者への情報発信と啓発」につきましても、現計画を引き継いでいくものとなっております。②「業種別及び多量排出事業者への指導」につきましても、現計画を引き継ぐものになっておりますが、あわせて、他自治体の事例を参考にし、事業系ごみの減量施策を検討していくという形で、他自治体の事業系ごみ減量施策

の事例を表に示しております。

65 ページに移ります。③「ごみ搬入時の指導」ですが、重点施策になっております。こちらでも現計画のものを引き継いでおります。④「許可業者への指導」についても、現計画のものを引き継いでおります。⑤「関連団体との連携」も、現計画のものを引き継いでおります。事業系ごみに関する施策につきましては、全て重点施策として新しい計画においては位置づけをしております。

続きまして、7「基本方針2 廃棄物の適正処理システムの実現」。(1)「施設整備に関する施策」です。①「広域連携による施設整備」です。バイオガス化施設の導入を見送ることとし、計画の基本方針を「リサイクル推進型+焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型」ごみ処理システムの構築ということに変更しております。

また、本市では、北部環境事業所の新2号炉建設整備事業を進めるために、平成25年廃止の北部2号炉を解体・撤去した後、整備工事を行うこととなっております。

なお、焼却施設を整備する際、一時的に市内の中間処理施設で廃棄物の処理ができない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理を行っている市外の施設にて焼却を行い、焼却残渣については資源化するというような文言を記載させていただいております。

②「焼却施設の延命化」についても重点施策となっております。2カ所の焼却施設のうち、2炉を有する石名坂環境事業所につきましては、稼働開始から32年が経過しており、北部環境事業所が更新をしているものの、老朽化した石名坂環境事業所のごみ処理施設の整備を早急に行う必要があります。このため、まず北部環境事業所に新2号炉を整備した後、引き続き石名坂環境事業所の整備を進めていくことを記載しております。整備スケジュールは表3-15に示しております。こちらは藤沢市焼却施設整備基本計画より引用しております。

続きまして、67 ページです。(2)「排出・収集に関する施策」です。①「効率的な収集運搬」については、現計画を引き継いでおります。②「10ブロック区域分けによる収集の継続」につきましても、現計画を引き継いでおります。③「高齢者等を対象とした一声ふれあい収集等の継続」につきましては、新規項目として、また重点施策として記載しているものでございます。前段については省略して、「本市では、可燃ごみ、不燃ごみのごみ出しや資源を集積所まで排出することが困難で、ボランティア等の協力が得られないひとり暮らしの高齢者世帯、障がい者世帯等を対象に、安否確認を含め、声をかけながら行う一声ふれあい収集及び福祉大型ごみ収集を行っています。今後も一声ふれあい収集等を継続していくとともに、

高齢化等により懸念される課題等を踏まえながら市民の負担にならないような収集方法を検討していきます」。④「資源品目別戸別収集の継続」についても、現計画を引き継いでおります。プラスで平成 27 年 4 月から「雑がみと本」の統一した戸別収集を開始していることを記載しております。

68 ページに移ります。⑤「剪定枝の資源化の促進」については、重点施策となっております。「剪定枝の資源化量は、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて増加傾向にあります。剪定枝の収集は、これまでと同様に予約制の各戸収集とします。今後も資源化を促進していくために収集基準の緩和などを検討して回収を進めていきます。また、事業者から排出される剪定枝及び草葉については民間事業者にて資源化するよう誘導、周知をしていきます」というところで、こちらの事業者の部分を追加して重点施策としております。

⑥「特定処理品目の分別排出」について、重点施策としております。「乾電池、蛍光管、卓上ガスボンベ・スプレー缶、水銀体温計、ライター等の特定処理品目は、プラスチック製容器包装等の戸別収集時に分別排出するものとします。

平成 28 年度にはリサイクルプラザ藤沢の不燃ごみ・大型ごみ等の破砕処理施設で爆発火災事故が発生しました。原因は、不燃ごみに出してはいけない『電池』や『スプレー缶』が混入し、火災に至ったものと考えられています。

過去にも卓上ガスボンベ等が原因と考えられる爆発事故が発生したことから、チラシ等により、不燃物に混入させないように特定処理品目の出し方をホームページに掲載し、分別の徹底を図っていきます。

蛍光灯や水銀体温計等の水銀廃棄物については、『水銀による環境の汚染の防止に関する法律案』が平成 27 年 3 月に閣議決定されたことから、特定処理品目に指定されたため、水銀廃棄物を処分する際は、適正処理を図っていきます」というところで、こちらについて重点施策とさせていただきます。

⑦「容器包装廃棄物の再商品化コスト削減への働きかけ」につきましては、「中間処理費用が高騰していることを踏まえ、容器包装リサイクル協会へ制度上の改善点や基準変更について要望を出すなど、コスト削減に向けて働きかけを続けていきます」。こちらは現計画と同様の内容を引き継いでいるものです。

⑧「使用済小型電子機器等の再資源化（BOX回収）」です。こちらを重点施策としております。平成 24 年 8 月に小型家電リサイクル法が施行されたことから、「本市では平成 25 年 10 月から回収ボックスによる回収と資源化を行っています。平成 27 年 6 月からは、回収ボック

スからの回収を継続するとともに、民間事業者による宅配便を利用した回収、市内の家電量販店による店頭回収を実施し、資源化をしています」。こちらについて重点施策とさせていただいております。

(3)「中間処理に関する施策」です。①「適正な中間処理と維持管理」については、現計画と同様の内容となっております。

②「中間処理での再資源化」ですが、北部環境事業所、石名坂環境事業所については、現計画と同様の内容となっております。

続きまして、「リサイクルプラザ藤沢での資源化」についても同様の内容となっております。

「使用済小型電子機器等の再資源化（ピックアップ回収）」につきましては、以前から家電リサイクル法対象品目以外の廃家電品についてリサイクルをしておりました。「このリサイクルは、収集した大型ごみの中から家電製品を取り出し、再商品化を進めているものです。この取り組みは本市独自のものでしたが、平成26年度からは小型家電リサイクル法に基づき資源化を行っています」。この部分が新規のものとなっております。

それから「中間処理施設での熱エネルギー利用」につきましては、新規項目となっております。「ごみを焼却した際に発生する熱を廃熱ボイラーにより蒸気として回収、発電し、施設内の給湯等に利用しています。

北部環境事業所新2号炉の整備に当たり、排ガスの熱をより多く利用する排ガス冷却及び処理設備を導入し、発電効率を向上させます。また、場内で使用する機器類を省エネ型とすることで場内使用電力量の低減を図り、より一層の発電量の拡大とエネルギーの地産地消について、今後検討を行います」。

次の70ページに移ります。(4)「最終処分に関する施策」。①「最終処分場の延命化」については、現計画を引き継いでおります。②「最終処分場の適正管理」も現計画を引き継ぐものとなっております。

(5)「災害廃棄物に関する施策」につきましては、現計画では仮置き場等のことしか書いてないのですが、もう少し詳細に記載したものとなっております。

①「藤沢市地域防災計画見直しを踏まえた検討」。藤沢市地域防災計画につきましては、平成25年7月に全面的な修正を行っております。「また、平成26年3月及び平成27年3月には、災害対策基本法等災害関連法令の改正等を受け、必要な修正を行ってきました。

その後、神奈川県は、津波浸水予測を見直すとともに津波防災地域づくりに関する法律に基づく『津波浸水想定』を平成27年3月に公表し、同年5月には平成25年度と平成26年度

の2箇年で行った『地震被害想定調査』の結果を公表したほか、平成28年3月には神奈川県地震防災戦略の改定を行いました。

これを踏まえ、平成28年4月に地域防災計画の内容を一部修正しました。今後本市では災害廃棄物等処理計画を策定し、将来起こりうる災害廃棄物処理に係る体制等を引き続き整備していきます」。

②「震災廃棄物仮置き場等の確保」も新規になります。「地震等災害により中間処理施設の復旧及びライフラインの復旧に時間を要することが予想されます。このため、藤沢市地域防災計画では、想定されるごみ発生量をもとに、ごみの仮置量を推計し、仮置場を確保することとしています。ごみの仮置場として指定の場所を活用するとともに、指定した仮置場が不足した場合等、状況によって民有地を借り上げるなど、確保を図ります。

なお、仮置場は、衛生・火災予防対策を施します。また、作業に必要な重機・車両の確保のため、必要に応じて他の市町村及び民間事業者に支援を要請していきます」。

③「災害発生時の初動体制の確認」につきましても新規になります。「災害の発生時には、初動時における対応手順が重要となるため、災害廃棄物処理実施計画作成マニュアルなどを作成し備えます」という記載をしております。

続きまして71ページ、(6)「その他のごみに関する施策」です。①「海岸清掃の継続」につきましても、以前、「河川ごみ除去」と記載しておりましたが、「海岸清掃」に変更したものでございます。「河川ごみが海・浜等に打ち上げられ、景観や衛生について悪影響をおよぼすことのないように、今後も海岸清掃等を実施します。また、境川に除塵機を設置し、河川ごみの除去も実施していきます」。

②「各種リサイクル関連法に基づく対応」につきましても、現計画と同様の内容を受け継ぐものとなっております。

③「不法投棄対策」につきましても、現計画を引き継ぐものとなっておりますが、不法投棄対策につきましても重点施策として強化をしていくものです。「各地区の生活環境協議会等と連携し、不法投棄防止運動を継続するとともに、市独自によるパトロール及びスマートチェックを実施するほか、土地所有者と共同で不法投棄防止看板や監視カメラ、監視センサーを市内重点箇所に設置するとともに、新たに常習的な不法投棄などが発生し、その対策に努める土地管理者等に対し不法投棄防止用のカメラの貸出を行い、不法投棄防止に努めていきます」。

次に、8「基本方針3 市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働の実現」。(1)

「協働体制の仕組み」。①「市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働体制の充実」につきましては、現計画を引き継いでいくものとなっております。

次のページに移ります。(2)「協働事業の充実・支援」です。①「廃棄物減量等推進委員の活動の充実」につきましても、現計画の内容を引き継ぐものとなっております。

②「生活環境協議会との協働の推進」につきましても、現計画を引き継いでいるものとなっております。

③「美化清掃の充実」につきましても、現計画を引き継いでいるものとなっております。

次の73ページに移ります。(3)「情報発信・啓発」、①「資源とごみの分け方・出し方の周知」につきましては重点施策としております。「市民がごみ出しの際に活用する『区域別収集日程カレンダー』を作成し配布します。

また、情報通信媒体を利用した周知・啓発活動として市のホームページでは、『ごみ検索システム』の運営や『ごみ分別アプリ』を配信し、若年層等への利便性を高めるとともに、ごみや資源に関する動画を作成し『ごみ分別アプリ』やホームページから視聴できるシステムの構築を行い、市民の適正なごみ出しを推進します」。

②「幅広い情報発信」につきましては、現計画を引き継いでいるものとなっております。

③「外国人及び転入者への啓発」につきましても、現計画を引き継いでいるものとなっております。

④「市民向けの啓発と協働の場の確保」につきましても、現計画を引き継いでいるものとなっております。

⑤「ごみ処理施設の見学の受け入れ」、⑥「小学校等でのごみ体験学習会の継続」についても、現計画を引き継いでいるものとなっております。

次の74ページ、⑦「市職員による出前講座の継続」につきましても、現計画を引き継いでいるものとなっております。

続きまして、生活排水処理のほうに移らせていただきます。88ページまでは前回説明させていただきましたので、89ページをごらんください。10「生活排水処理の課題」について、(1)「水洗化の促進」、(2)「し尿及び浄化槽汚泥処理の必要性」、(3)「し尿処理施設の整備」となっており、内容的には前回と変わっておりません。

90ページをごらんください。「基本理念・基本方針」につきましては、前回と同様の内容となっております。

2「数値目標」について、前回は調整中でしたが、今回は記載をさせていただいております。

す。現況につきまして、平成 27 年度は 96.6%、中間目標が平成 33 年度で 96.7%以上、最終目標が平成 38 年度で、97.2%以上となっております。

「生活排水処理の予測」につきましては、「藤沢市市政運営の総合指針 2016」に報告されている人口をもとに、現状の公共下水道や今後の公共下水道整備計画などを考慮して推計した値となっております。この計画を作成する際、下水道普及率を上昇させ、合併処理浄化槽人口も増加させて、し尿収集人口を減少させる計画となっております。

なお、下水道部局の統計値と異なっております。下水道普及率が年度末の人口となっていること、総合指針の人口と今回の廃棄物の処理基本計画の人口が 10 月 1 日をもとにしておりますので、若干数値が異なっておりますことをご了承ください。

92 ページは、生活排水処理の形態別人口の予測結果です。93 ページは、どういうふうに予測したかということになっております。94 ページは、現在データ作成中であります。なぜかといいますと、以前はこのように単純に 1 人当たり何キロリットル／日と出せばよかったです。現在、藤沢市におきましては、例えばイベントとか建設現場で使われているようなくみ取りの仮設のトイレの収集量が、通常集める量と大体同じぐらいとなっております。そういうことから、こちらのほうの見直しをさせていただいているところでございます。

95 ページに移ります。「施策体系」につきましては、現計画をそのまま引き継いでいるものとなっております。

96 ページ、97 ページにつきましても、現計画をそのまま引き継いでいるものとなっております。

98 ページ、③「新しいし尿処理施設の整備」というところで、以下のような追加を記載しております。「現在のし尿処理施設は、下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は施設処理能力の約 20%で推移しています。本市では、平成 35 年度を目処にし尿処理施設の基幹的整備改良事業を実施し施設の長寿命化を図り、安定した処理を継続していきます」。

99 ページにつきましては、現計画を引き継いでいるものとなっております。

100 ページは、計画の進行管理となっております。一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクルということで、評価項目として表 5-1 を示させていただいております。まず視点として、「循環型社会形成」というところで、廃棄物排出量、廃棄物の再利用、最終処分、こちらにつきましては前段で説明させていただいた目標値となっております。「生活排水処理」についてもそうですね。

加えまして、「各種施策」として、数値管理をするものとして項目を挙げさせていただいて

おります。まずは重点施策として、商品プラスチックなどの回収量、多量排出事業者への立入指導件数、市施設での抜き打ち展開検査件数、許可業者への指導件数、一言ふれあい収集対象世帯数、剪定枝の資源化量、特定処理品目の分別排出、使用済小型電子機器等回収量、不法投棄ごみの収集量。それから、重点施策以外の数値管理としまして、生ごみ処理機購入補助実績、ごみ減量推進店の認定数、焼却施設における発電量、焼却灰溶融量、廃棄物減量等推進員の研修参加数、環境美化活動等参加人数、海岸等清掃実績、ゴミゼロクリーンキャンペーン参加人数、施設の見学者数、ごみ体験学習会実施件数とさせていただきます。

最後に、概要版を説明させていただきます。「概要版（素案）」というものをお手元にご用意ください。こちらは一般廃棄物処理基本計画の中身を抽出して記載したものとなっております。

まずは「計画策定の基本的な考え方」が1ページ、2ページが「ごみ処理の現状と課題」です。3ページになりますと、「ごみ排出量」、「ごみ処理の評価」、「旧計画中間目標値の達成状況」。

続きまして4ページが、「国、神奈川県目標値との比較」、6番目として「ごみ処理の課題」です。

5ページから、今回新しく設定される目標などとなっております。5ページがそれぞれの数値目標、6ページが施策の概要、7ページ、8ページにつきまして、重点施策を抜き出したものとなっております。

9ページからは、生活排水処理基本計画で、9ページが現状、10ページにつきましては、現状と旧計画の推計値との比較、11ページが、昔の施策の評価と課題、12ページが、新しい計画の数値目標と施策の概要であります。

以上が一般廃棄物処理基本計画と概要版の説明となっております。よろしくお願いたします。

○横田会長 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。説明の中で重点施策というのですか、特記されているものがありました。この重点施策というものと、特に現行の計画から、さらに加えたとか修正したという点があるものと、そうではなくて、現行どおりだけでも依然として従来から重点施策となってきたもので、今計画でもまた重点施策とする。そういう意味であって、特に新しいものがつけ加わったから重点施策ということではないというふうに理解したのですが、それでよろしいですか。

○須田課長補佐 重点施策につきましては、確かに2種類ございます。新たにつけ加えたもの

とか、強化したものが1つです。それから、事業系につきましては、以前も重点施策だったのですが、引き続き重点施策ということで位置づけをさせていただいたものでございます。

○横田会長 両方あるということですね。

○須田課長補佐 そうですね。両方あるということです。

○横田会長 何かございますか。

○斧原委員 90ページと91ページの生活排水処理率で、90ページの平成27年度は96.6%になっているのですが、91ページのグラフを見ると、どう見ても28年度は96.1~96.2%にしかな見えないのですが、これはメモリが合っているのかな。でなければ、28年になると、一度下がって、また持ち上がっていくという想定なのか、その辺、お教えいただければと思います。

○須田課長補佐 この部分ですが、下水道の普及率につきましては、平成27年度末の数値となっております。それに合わせて計画をつくっているのですが、27年、28年のところで、数値上だけですが、一回下がってしまっています。下水道の統計が3月31日、ごみが10月1日の人口を基準としているために、こういう数字の違いになってしまったというところですが、パーセンテージ的には当然上げるような計画になっておりますので、ここについてはご了承いただければと思います。

○斧原委員 ということは、実績値と目標値はあくまでも違うものだという理解をしているということでしょうか。

○須田課長補佐 そのとおりでございます。

○横田会長 58ページ、59ページですが、率が書かれていますね、資源化率、最終処分率。これは分母に発生で捉えたのか、排出で捉えたのかという違いがあるということでしたが、発生と排出で捉えたこと以外、例えばバイオガスの見直しによって変化した分というのはあるのでしょうか。

○須田課長補佐 バイオガスに変化した部分に対する値は、この計画では不明なんですけど、前の計画においては、資源化率Ⅰについて40%、資源化率Ⅱで45%、これがバイオガス化施設が稼働した場合ですね。稼働を考慮しない場合、バイオガス施設が動かないけれども同じように収集して焼却した場合は、こちらの目標数値は30%と39%という目標になっております。資源化率Ⅰだと10ポイントぐらい、資源化率Ⅱだと6ポイントぐらい違うという形です。

○横田会長 逆にバイオガスを取りやめたほうが変化の率としては大きくなっていると考えてよろしいわけですか。

○須田課長補佐 変化の率というのは……。

○横田会長 40 から 45 にしたのと、バイオガスを取りやめたら、30 が 39 になったという、比率だけでいくと。

○須田課長補佐 そうですね。そこの部分につきましては、要するに、焼却灰の量が減るので、焼却したほうが資源化率が上がってしまうというような計算上の数値になっているということです。

○横田会長 わかりました。でも、それはバイオガスと焼却との特性の本質的な違いでもあるわけですね。

○北坂委員 民間委員の北坂です。

バイオガス化そのものを比較対照として、現行の焼却炉のほうに優位性があるというような評価で、バイオガス化の導入が見送られたということで、その詳細資料をいただいているのですけれども、一般的にバイオガス化に踏み切ろうと決断されたときと、今回見送られたときと、根本的で決定的な理由としてここに書かれているのは、ある程度予測されていたものではないのかなというように推察するのです。もう一方で、バイオガス化の一番のセールスポイントの温暖ガスにおいても、焼却炉のほうがいいと。ここは一般的にバイオガスを推進している内容からすると、若干違和感を感じているところなんですけれども、ここら辺ちよっどご説明をいただきたい。

それともう1つ、焼却炉になった後も広域連携という形で、ここについては新しく焼却炉を入れることによっても、なおかつ、広域連携は推進していくという理解でよろしいんですか。

○須田課長補佐 バイオガス化施設と、52 ページの表の3—12 のことだと思うのですが、こちらについてはきょう詳細を持っていないので、また後日という形にさせていただきたいと思います。

広域連携につきましては、バイオガス化施設の導入を見送っても当然続けていくようなものとなっております。

○北坂委員 バイオガス化施設の導入を計画されたときと、今ここで見送られたというところの決定的な理由は何なんですか。

○和田所長 決定的な理由といいますと、まず最初にバイオガス化導入のときと、今回見送ったときとでは、バイオガス化で集める量がかなり違うということです。最初の計画だと、60 トンとか。今回バイオガスをやるに当たって、試行収集をしました。そうすると、130 トン

ぐらいの処理量がある。今現在、130 トン以上の処理能力を持ったバイオガス処理施設は、日本ではまずないということと、130 トンになりますと、藤沢市としては、本当に基幹的な一番メインの焼却炉になってしまいます。バイオガス化施設そのものが、まだ10年とかそのぐらいのスパンであるということと、130 トンの焼却炉が本当にそれだけ燃える立証があるかということも考えておりました。

私どもは焼却炉を預かるほうですが、まだまだいろいろな問題があるということで、今後もう少し様子を見たいというところがありまして、そういった問題になった。まず一番大きかったのは、最初の80トンの規模であればあれですけども、130トンの規模、それと、それをやるに当たって、収集の頻度というか、収集も、別収集にする。別収集で集めたのを、今度また燃やすための焼却炉が必要だ。

そういうことで、総合的に判断しますと、今の段階では、バイオガス化施設をやるよりも、まず石名坂のほうの耐用年数が来ているという現状があります。その段階を踏まえますと、藤沢市としては、基幹的な一番のメインの焼却炉は、まず焼却炉をつくったほうがいいということです。それと、CO₂に関しても、収集がかなりふえると、収集車のCO₂もふえるということも判断の中に入れました。あと、いろいろな分別もふえる。これから高齢化になると、分別がふえるとなかなか難しくなるかなということもありまして、今その資料はないですけども、総合的にそういう判断を下したということでもあります。

○横田会長 よろしいでしょうか。——ほかにございますでしょうか。

○石塚委員 先ほどの61ページの「施策体系」のところですが、会長のほうからの質問で、重点施策については新規のものと従来のものがあるというお話でした。内容の右側のほうに「継続」とか「強化」とかありまして、重点施策が全部「強化」になっているのですが、従来のものではあるけれども重点施策だから強化する、そういう意味で「強化」というふうに書いてあるのでしょうか。

○須田課長補佐 はい、そのとおりです。

○石塚委員 そうしますと、(2)⑧「使用済小型電子機器等の再資源化」についても、重点施策で、継続になっているということについては、前回のときはまだ法律ができてなかったから継続という意味でしょうか。

○須田課長補佐 小型家電につきましては、前計画ではなかったものを挙げて、重点施策で、継続という形になっております。今回の計画に挙げたのでという形です。

○横田会長 前回はなくて、今回は新たに載ったということで、特に比べるわけでもないので、

「強化」という言葉は使わなかったということなんですね。

○須田課長補佐 そうです。

○横田会長 ほかにございますでしょうか。

○畑委員 64ページの「事業系ごみに関する施策」のところですが、事業系というのはどのぐらいあるのですか。

○横田会長 事業系の事業所数ですか。

○畑委員 まず総数ですね。もう1つ質問は、事業系の中に一般の農家は入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか。

○須田課長補佐 農家というものは入っておりません。

○横田会長 農家は事業者かということですね。

○須田課長補佐 入っていないとか、恐らくはというところですね。

○畑委員 なぜ農家が気になったかという、農家で使われているごみの中に、例えばマルチというのがあるのですが、これはビニールと砂が一緒になるのです。多分不燃ごみとして出されているのではないかと思うのですけども、何かこれをもう少し処理できたらいいな。事業者数がわからなければわからないで結構でございます。

○阿部主幹 農家のマルチの件ですが、多量に出されているところは収集のほうでもすぐわかりますので、指定袋ではなくて産業廃棄物として処理するように指導させていただいています。

○横田会長 産廃としての廃プラですか。

○阿部主幹 産廃として処理させていただいています。

○畑委員 産廃にするにはちょっともったいないなという感じです。できれば活用できないのかなと思っていたのです。それは次の宿題になるかと思うのですけど。

それから、68ページの「剪定枝の資源化の促進」です。前に明治市民センターで皆さんに配っていたのですが、今、放射能の関係だと思うのですけども、中止になっていますね。ただ、ここには「民間事業者にて資源化するよう誘導、周知をしていきます」とあるけれども、具体的にされているのですかね。使われていますか。

○須田課長補佐 民間事業者での資源化ですが、こちらは今現在、3カ所の民間事業者で資源化をしています。今は主に燃料化が多いです。チップにして発電所で燃料にしている。あとは、細かいものにつきましては堆肥化をしております。

○畑委員 堆肥化したものは売っているということですか。

○須田課長補佐 普通に一般のお店で売っております。

○畑委員 それから 69 ページの②の真ん中辺に、リサイクルプラザにおいて、破碎処理の過程で選別される金属を回収しているということなんですが、破碎処理というのは、いわゆる不燃ごみからの破碎処理ですか。

○須田課長補佐 そうです。

○畑委員 それならいいのですが、不燃ごみでそんなものを埋め立てられたのではもったいないなど。

あと 1 点、71 ページ、「海岸清掃の継続」で境川だけ出ているんですけども、引地川はどうなっているのでしょうか。というか、引地川は、たしか上村橋のあそこにあった。

○刈屋主幹 引地川の除塵機については、老朽化に伴い、壊れてしまって、修復不能ということで、今撤去を進めております。その関係で、引地川の河口の海岸清掃の強化とか、大庭の遊水地の川の清掃の強化とか、そういうところにシフトしております。

○川崎委員 川崎と申します。質問が 1 つと、意見を 3 つ、細かいところも含めてなんですけど、申し上げたいと思います。

まず質問ですが、63 ページの下から 2 行目に「家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握に努め」とあるのですけれども、特に家庭などは、具体的にどういうふうの実態把握に努めよとされているか、お伺いできればと思います。

あと 3 つですが、62 ページで、役割を、市民と事業者と行政とまとめられたことを今回明確にされたということでわかりやすいのですけれども、「市民」のところ、本当に個々の市民 1 人 1 人にやってもらいたいこととか、進めることが多いと思うのですが、市民同士の物の交換とか、63 ページの 6 の (1) ②「リユースの促進」で、まだ十分に使えるものの不用品交換制度みたいなことを市民同士もやっていくとか、そういうようなことも記載されるといいかなと思いました。

それから、74 ページで、非常に細かいのですけれども、⑦のところで「市職員による」と書いてあります。市の職員さんがいろいろ出前講座をやっているのももちろん存じ上げているのですが、きっといろいろな団体さんとか、企業さんとか、そういうところも講座などをやっていると思うので、⑦の太字のところに、「市職員などによる」という 1 文字を足していただけたらありがたいなと思いました。

最後に、概要のほうですが、概要の 6 ページと 7 ページを見てみますと、先ほどの方の質問で、6 ページの体系図の中の「強化」というのが、右側の重点施策で書かれているんだと

というのがわかったのですが、2「重点施策」というのが、突然①から始まっていて、よくよく本当の素案の分厚いほうを見ると、黒抜きで「重点施策」と書いてあるのが抜き出されているというのがわかるのですけれども、もうちょっと重点施策でいきなり①と出てくるのではなく、例えば左の表の「強化」というところを挙げてみましたとか、よくよく見ると①から⑭と全部羅列されているんですけど、本当は左の体系のようにいろいろな項目ごとに分かれていると思うので、もう少しわかりやすく表記されるといいかなと思いました。

以上です。

○横田会長 4点ほどありましたが。

○須田課長補佐 まず最初に、「生ごみ資源化の促進」の部分の「家庭系及び事業系の食品ロスの実態把握に努め」というところにつきましては、毎年、定点調査ということで、収集したものの分析を行っております。その中で、例えば包装されたままの食品とか、形がそのままのものについて、量を把握していきたいと考えております。

次に、役割の部分、リユースの促進の部分については、不用品交換制度も行っているところですが、周知方法について課題があると考えておりますので、今後の検討とさせていただきます。

それから、概要版の7ページの重点施策のほうの前段の説明が必要ではないかというところにつきましては、確かに説明をつけたほうがわかりやすくなると思いますので、こちらについては説明をつけたいと思います。

それから、生ごみの食品のロスに関する周知ですが、一番新しい「ごみニュース」の中で、実は食品ロスについて、なくしましょうというような周知は行っております。これにつきましては、引き続きこういった媒体を通じて、周知をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○横田会長 あと、市職員による出前講座というのがありました。

○須田課長補佐 ここにつきましても、「など」というところで、そこはつけ加えたいと思います。

○横田会長 ほかにございますでしょうか。生活排水のことについては、それぞれ所管部局が違ってお答えづらいのかもしれませんが、例えば単独浄化槽を合併浄化槽に切りかえるという率とか、こういうものも何か1つの指標にならないのかなという感じがいたしたのですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○広田参事 下水道業務課でございます。

これとは別に、まず藤沢の下水のほうでは、湘南ふじさわ下水道ビジョンというのを策定しております。平成23年2月に公表させていただいたものです。まずその考え方ですが、平成42年を目標年度といたしまして、その中で、従前は市域全部を公共下水道で生活排水を処理するという決め方をしていたのですが、ただ、それだと、費用的なもの、それから、時間的なものが非常にかかるということで、湘南ふじさわ下水道ビジョンでは、市域全部を公共下水道で生活排水を処理するということはやめまして、約1200ヘクタールを合併浄化槽整備推進区域と位置づけまして、その地域の中にある区域については、全てを公共下水道ではなくて、合併処理浄化槽で処理するというのを目標として定めております。

したがいまして、その区域においては、平成42年までに、100%転換を進めていきたい、そのように今考えているところです。残りの地域につきましては、先ほど申しましたように、公共下水道によって生活排水を処理していくというような形で、構想として持っているところです。確かにこちらの計画にはまだ落とし込んではおりませんが、今その辺の見直しも行っているところですので、次回にはその辺を落とし込めたらよろしいかなと考えております。

○横田会長 どの計画でも結構なんですけど、何かそういう目標がもしあるのであれば、積極的に出していただきたいと思います。

○橋詰委員 今、会長が生活排水のことをおっしゃって、私も同じようなことを言おうと思っていたのですが、今のお話ですと、平成42年度を、下水道の側の目標年度にしている。そうすると、その段階では、合併浄化槽も含めれば、生活排水未処理地区はなくなるというふうに考えていいんですか。

というのは、今その生活排水処理計画、今回の案と現行の計画を見比べていたのですが、現行計画を見ると、「生活排水処理の課題」というところに、生活排水未処理をゼロという言葉がはっきり入っていて、今回のに入っていないなと思ったのです。後退だというつもりはないのですが、生活排水未処理をゼロにというのは、施策としては正しいんだろうと思うんですね。それが今回の提案を見る限りにおいては、そこを目指しているかどうかはちょっと見えなかった。

現実的ではあると思うのです。100%というのはなかなか大変なのはわかるのですが、長期的な展望としてあるのかどうか。下水道も含めれば、今おっしゃったようなところで、そこが達成される見込みになっているかどうかというあたりを、どこかではっきりさせておいたほうがいいのかと思います。

○広田参事 まず現計画で、環境のほうでは38年というふうになっております。実際問題として、現在では公共下水道の普及率が95.4%、これは人口普及率になるんですけども、これを0.1%上げるのがかなり大変な作業になっています。というのは、ラストワンマイルというのか、藤沢市でも、例えば調整区域とか、人口がそれほど張りついてないところまで、ある程度そこを計画区域としたところに普及するには大変苦勞が伴うものですから、町なかで1%向上させるのはそれほど難しいことではないのですけれども、藤沢で今残っている地域を0.1%上昇させるというのは非常に難しい作業となっております。

したがって、実際問題として、1年間に0.1%これを押し上げるのが現実的かなという実態の数字はあるのですけれども、ただ、そうすると、目標としてそれは体をなさないものですから、とりあえず先ほど申し上げた下水のほうのビジョンでは、まず42年については、これはデッドラインとして設けていこうよ。それに向けて、まず従前は全部下水道でやるところを、それは諦めて、1200ヘクタールについては合併処理浄化槽で処理をしていきましょう。

ただ、もちろんその転換は進めていかなければいけないんですけども、その転換についても補助金制度、それから周知ということで、実際今、1軒1軒、戸別で伺って転換してくださいよとお願いしているところではあります。それは継続していこうよ。残りの1200ヘクタールを除いた部分については、公共下水道の整備ということで、接続の促進も含めて整備していきたい、そのような考え方を持っているところです。

○橋詰委員 こちらの計画の目標年度があるので、それを超えた話というのは多分書きにくいんだらうとは思いますが、もしそのほかの計画で位置づけられているのであれば、なお書きかなんかで書いて、長期的な展望を少し入れてもいいように思いますがね。

基本的な方向性として、生活排水の未処理区域をなくしていこうという方向はやはり出してほしいと思うし、そのための施策のメニューとしては、もう少し長期が必要ですよというのであれば、それはそれで僕は正しいと思うので、そこなしで97.2%以上でおしまいで終わらされてしまうと、現実的だと思いますけども、ちょっと何か物足りないなという気がしてならないので、お考えいただいたらいいのではないかと思います。

○広田参事 実は湘南ふじさわ下水道ビジョンというのは、23年の2月に発表させていただいて、5年たった今現在、見直しをかけております。その実態と合わせて、場合によっては目標年度あるいは整備率がちょっと変わる可能性はあるのですけども、もちろんそれを反映させていただきたいとは思いますが、現時点で今見直しをかけている最中なので、これと整合性がとれなくなってしまうことはご勘弁いただきたいと思っております。

○金田委員 委員の金田と申します。

65 ページの7「基本方針」2の(1)の①の下のところ、北部の2号炉の焼却施設を整備する際に、「一時的に市内の中間処理施設で廃棄物の処理ができない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理を行っている市外の施設にて焼却を行い、焼却残渣については資源化します」という部分が今回新しく提示されたと思うんですよ。

この部分なんです、市外の施設に出すということで、これは他の市町村を考えられているのか、それとも民間事業者を考えられているのか。また、「焼却残渣については資源化します」ということを限定されています。この部分についても、藤沢市が焼却残渣を溶融化している、その考えとして「資源化します」と言っているのか、その点をまずお話をお聞かせ願いたいと思います。

○須田課長補佐 市外の中間処理施設ということですが、他市の施設とあとは民間施設、一応今のところはその両方を想定しています。「焼却残渣については資源化します」についても、現在行っている溶融化施設、民間の施設ですが、3カ所を想定しております。

○金田委員 その中間処理施設が例えば民間であれば、その3カ所のほうに溶融で灰を出していただきたいという意向なんですか。

○須田課長補佐 そのとおりです。

○金田委員 例えばですが、民間溶融しているところは実はなかなか少ないのです。コスト面がかかりますから。これに限定されてしまいますと、多分かなり税金を投入することになると思いますので、これは市民としてはちょっと納得がいかないというのが非常に大きいです。できれば民間の施設につきましては、溶融しなくても、例えば発電しているところであれば、100%リサイクルになっているのです。市町村の部分につきましては、溶融しなければいけないという何かハードルを設けているみたいなんですけれど、それを考えていただければ、この部分は、別に「焼却残渣については資源化」と明記せずに、市外の施設に搬入する場合は、リサイクル率及び資源化の部分について限定をされたほうが私はいいのではないかなと非常に思っております。これですと、焼却残渣に限定されてしまいますと、言われているとおり、業者が限定されてしまいます。そうすると、公平性と透明性がなくなるのではないかなと思っておりますので、この部分は非常にお願いしたいなと思っております。その考えもお聞かせ願いたいです。

○須田課長補佐 100%リサイクルと言われましても、残渣はやはりどうしても出るものでございます。市外に出したから、それは埋め立てていいよということではできませんので、現在藤

沢市が行っているものと同様の資源化については、こちらに記載させていただきたいと考えております。

○金田委員 そうすると、何%以上の残渣を溶融しなければいけないということですよ。そうすると、私が知る限りでは、関東近辺で民間施設は1件もないんですけど。その部分でのお話もお聞かせ願いたいですね。

○須田課長補佐 一応今のところ1カ所は確実に見つけております。

○金田委員 そうですよ。それは多分出していると思うので、形だけだと私は思うんですけど、その1カ所だけだとすると、私は公平性がなくなるのではないかなと非常に思っております。

その部分について出したものを限定的に明記されているので、そこら辺がちょっと怪しいなというところと、あと先ほど言われたとおり、市外でやりますと、要するに、税金がかなり投入されてしまいますので、一般コストがかなりかかってしまいます。これに対する部分をもう少し考え直していただきたいというのが私の考えです。これは一時的なものです。でも、できればコスト削減は非常に図ってもらいたいと思いますので、資源化率が変わらないのであれば、そこら辺で限定されないほうがよろしいのではないかなと非常に考えております。これは私の考えですので、そこら辺の部分については、今後それを生かしていたければなど非常に思っております。

○須田課長補佐 ありがとうございます。当然コスト削減というのは1つの課題だと考えておりますので、そこら辺も加味しながら今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○金田委員 中間処理業者で1カ所というところは、私はやめられたほうがよろしいかと思っております。お願いいたします。

○横田会長 ありがとうございます。金田委員のおっしゃられたのは、競争の公平化というか、民間に出す場合には、やはりそれが必要だろうということですね。

○北坂委員 62ページの役割分担のところですが、行政の役割分担の中に、いわば廃棄物の基本的な考え方としての地産地消の推進というような形で1行追加することはできないですかね。持ち込まない、持ち出さない。市ではだめであれば、県を含めた形で処分していく。これは地球温暖化とか、環境とか、もろもろに効いてくる1つのキーワードかと思うのです。

○須田課長補佐 地産地消といいますと、なかなか難しいのかなというところ。現状、市の最終処分場での最終処分が難しいこともございますし、リサイクルするに当たっては、や

はり市外でリサイクルするというふうになってしまいますので、地産地消の推進というのはちょっと書きづらいかなど考えております。

○横田会長 北坂委員、こういう例があるよというような具体例は何かございますか。

○北坂委員 例えばペットボトルとか、ああいうものについても入札をして、その上で、中国とか海外のほうに、価格が高ければそちらまで持っていく。ところが、一方で、中国側のほうでも必要ないとなると、それが全て浮いてしまうというのが1つ。それと、廃棄物そのものをわざわざ船に乗せて、トラックで輸送して、海外まで持っていく、こういうような思想そのものがちょっと違うのではないかということです。すぐに全てのものをできるとは思わないんですけど、そちらのほうに向かって目指すというような取り組み方、そういうものの姿勢を示すような言葉を何か入れていただければどうなのかなというようにちょっと感じたのです。

○横田会長 なるべく地域で発生したごみは地域で処分するというか、リサイクルするのがよろしいのではないか、これは大原則ですね。今の北坂委員がアドバイスされたご意見等を踏まえて、いろいろと検討してみてください。ほかにごございますでしょうか。

特に意見も出尽くしたようですので、ほかにご意見がなければ、これで議事を終了したいと思えます。事務局のほうにお返しいたします。

○黛参事 どうもありがとうございました。

それでは、今さまざまご意見をいただきましたので、100%とは言いませんが、いただいたご意見をなるべく反映させて、その内容で、12月の市議会への報告と、あとパブリックコメントについては11月10日から12月9日まで予定しておりますが、こちらのほうに出させていただきますきたいと思います。

パブリックコメント実施に当たりましては、意見提案書というのを皆様にも送らせていただきますので、ご意見がありましたら、これに書いていただければ、また反映ができるかなというところがございますので、よろしく願いいたします。

そのほか、「その他」がございます。「その他」のところ、どのようなことでも構いませんが、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

次回は1月13日（金）午後2時から予定しております。また改めて通知をもちろん差し上げますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、委員の方で、市民公募の皆様については、来年の3月が任期という形になっております。次期の委員の募集についてのお知らせを、この12月の広報に掲載いたします。市

民委員の方で継続をしてもいいかなという方については、再度応募をしてくださいますよう、
よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これで審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 3 時 38 分 閉会